

政治家というキャリア

——議員職のジェンダー分析

三浦 まり

(上智大学教授)

国会議員及び地方議員は公選によって就任する特別職の公務員である。選挙による信託を経て公職に就き、任期が予め定まっている点に大きな特色がある。その職にとどまるには有権者より再度信託を受ける必要があり、要職に就くには再選を通じて期数を重ねなければならない。本稿では議員職を労働の観点から捉えなおし、女性議員が少なく、在職年数において性差が生まれる現状をジェンダー・バイアス、ワーク・ライフ・バランス、ハラスメントの側面から分析する。それぞれの局面において、「男性化された候補者／議員モデル」が女性への参画障壁となっていることを論じる。世界価値観調査や筆者らの調査結果によれば、日本では「一般的に、男性のほうが女性より政治の指導者として適している」と考える有権者が半数近くおり、家父長制的な規範や期待に逆らう女性を罰するミソジニー（女性憎悪）と呼ばれる政治現象の存在も指摘できる。そして男性議員はケア責任を免責される傾向も強い。こうした社会規範が女性の議員キャリア形成を阻む障壁となっているが、制度改革により女性の参画障壁を減らし、女性議員が増えることでジェンダー・バイアスを減少させるというシナリオを描くべきであることを指摘する。

目次

- I はじめに
- II キャリアの継続
- III ジェンダー・バイアス
- IV 私的領域の重要性と労働時間
- V ハラスメントとミソジニー
- VI おわりに

I はじめに

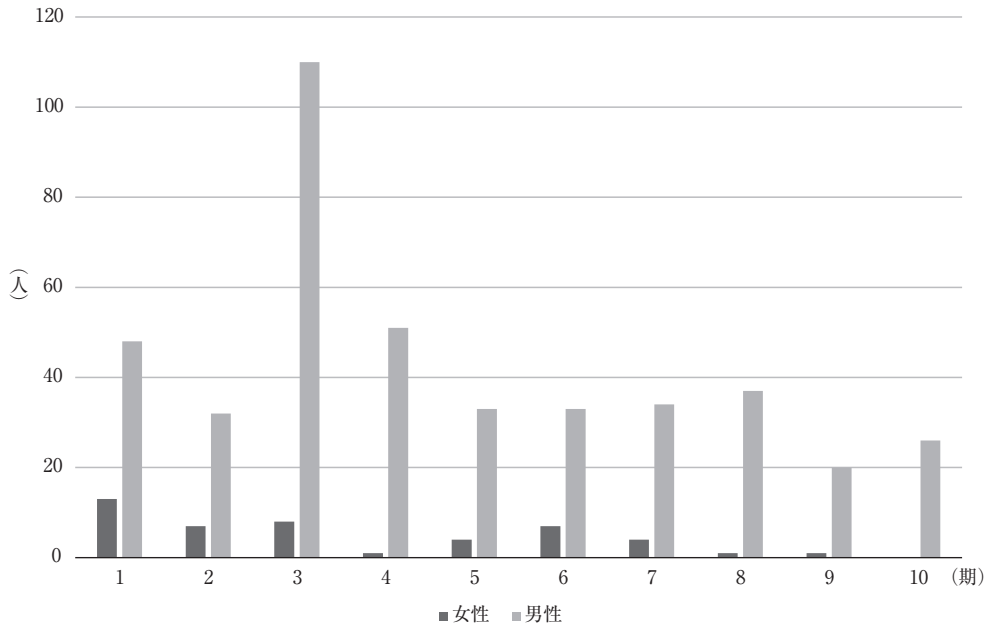
日本における女性議員は依然として少なく、衆議院は9.9%、参議院は22.9%、都道府県議会の平均は11.3%、市区議会は16.5%、町村議会は11.0%となっている¹⁾。2018年には政治分野における男女共同参画推進法が施行され、女性議員を

積極的に擁立しようとする国政政党の機運は高まっているといえるが、さらなる環境整備が不可欠である。

議員という職業は、労働という観点から見るとどのような特色を有するだろうか。国会議員及び地方議員は公選によって就任する特別職の公務員である。選挙による信託を経て公職に就き、任期が予め定まっている点に大きな特色がある。その職にとどまるには有権者より再度信託を受ける必要があり、要職に就くには再選を通じて期数を重ねなければならない。

議員のキャリア形成は、立候補の意思を固め、そして当選・再選するという2つの段階を経ることになる。それぞれの段階において、女性は男性とは異なる障壁に直面する。本稿では議員職

図1 期数・男女別の衆議院議員数



出所：毎日新聞「デジタル国会議員名鑑」(<http://sp.senkyo.mainichi.jp/giin/index.html>) より筆者作成。

を労働の観点から捉えなおし、女性議員が少ない現状をジェンダー・ステレオタイプ、ワーク・ライフ・バランス、ハラスメントの側面から分析する。それぞれの局面において、「男性化された候補者／議員モデル」が女性への参画障壁となっていることを論じたい。

II キャリアの継続

まずは議員のキャリア形成の観点から、期数または在職年数にどのような男女差があるのかを確認しよう。

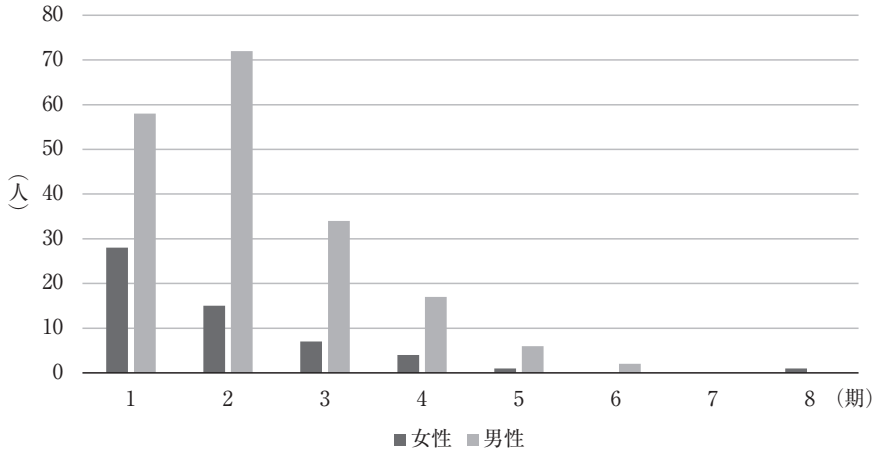
図1は現職の衆議院議員を期数(当選回数)ごとに男女別の人数を並べたものである。1期生、2期生に占める女性比率はそれぞれ21%、18%であるが、3期生、4期生では9%、2%へと落ち込む。3期生の総人数が多いのは2012年の衆議院選挙で自民党が政権交代をした際に初当選した議員が多いからだ。自民党議員における女性比率が低いため、女性はその時の選挙でむしろ数を減らしている。また、4期生の女性比率が少ないのは民主党への政権交代で落選した議員が多かった

ことを示す。5～7期では女性比率は少し持ち返し、11%、18%、11%となる。そして、8期は3%、9期は5%と再び大きな男女差が生まれる。

参議院のパターンは衆議院とは若干異なる。図2が示すように、男性議員は2期生が最多であるのに対して、女性は1期生である。1期生の32%が女性となっている。2・3期生では17%、4期生は19%である。現在の1期生が当選したのは2016年および2019年の参議院選挙であるが、それぞれ28人の史上最多となる女性議員を当選させている。参議院における女性比率の引き上げのためには、1期生の女性がどの程度再選を果たすかということが、一つの注目点となる。

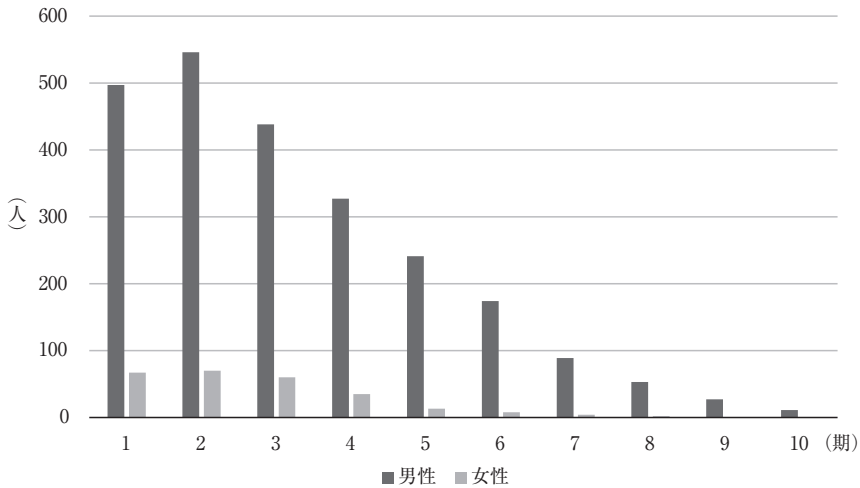
地方議員はどうだろうか。図3は期数・男女別の都道府県議会議員数である。1期から4期までは期数別の女性比率は約1割であるが、5期からは5%程度に落ち込み、9期以降の女性は存在しない。結果的に、女性議員の7割は3期生までが占める。男性のその割合は6割である。他方、5期以上は女性議員の約1割に対して、男性では4分の1である。古参の都道府県議会議員は県下の国会議員の候補者選定にも大きな影響力を發揮し

図2 期数・男女別参議院議員数



出所：毎日新聞「デジタル国会議員名鑑」(<http://sp.senkyo.mainichi.jp/gin/index.html>)より筆者作成。

図3 期数・男女別の都道府県議会議員数



出所：全国都道府県議会連合会「第13回都道府県議会提要」(平成27年7月1日) (<http://www.gichokai.gr.jp/archive/member/index.html>)

ていると言われるが、この層における女性の少なさ(というよりはほぼ不在)は、国会の女性進出にも負の影響を与えていると考えられる。

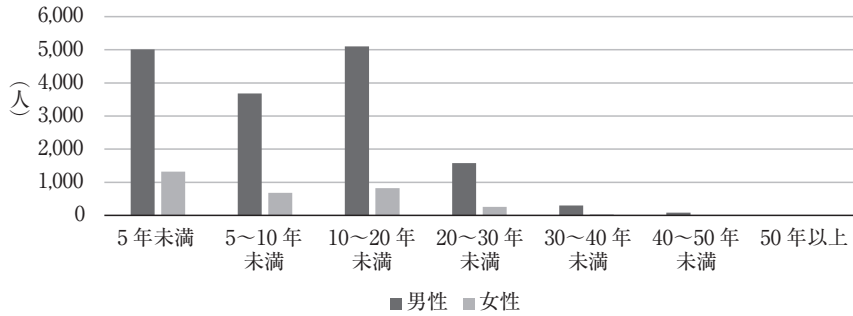
図4は在職年数・男女別の市議会議員数である。男女ともに20年未満まで、つまりは4期までが圧倒的であり、5期(20年)以上務めるのは男性議員の12.5%、女性議員の9.4%となっている。

国会および地方議会において、当選回数を重ねたベテラン議員における女性比率が低いことが確認できた。女性はそもそも立候補を決意することが男性よりも少ないが、期数を重ねたベテランが少ない点もまた問題である。委員長や議長、ある

いは閣僚などの要職に就するには当選回数を重ねる必要があるからだ。女性議員のキャリア継続の観点から、環境整備が求められる。

さらには、当選回数を持つ意味についても民主主義およびジェンダーの視点から捉え直す必要があるだろう。期数を重ねることで、議員としての力量を高め、要職において職責を果たすことができるようになると考えられるが、他方で民主主義の観点から長老支配を生じさせる危険も指摘できるだろう。長い在職期間が政治的影響力の形成に貢献するのであれば、若い時から議員に転出するキャリアが有利ということになる。しかし、女性は子どもが大きくなってから政治に参画したいと

図4 在職年数・男女別の市議会議員数



出所：全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調査」（平成30年8月）（http://www.si-gichokai.jp/research/zokusei/1198612_2322.html）。

表1 「一般的に、男性のほうが女性より政治の指導者として適している」への賛否

(単位：%)

		日本	韓国	台湾	アメリカ	スウェーデン
賛成	全体	42.6	44.9	26.0	19.7	11.2
	男性	47.6	51.4	28.1	24.7	12.9
	女性	37.7	38.6	24.0	15.0	9.5
	差	9.9	12.8	4.1	9.7	3.4
反対	全体	57.4	55.1	73.9	80.0	88.8
	男性	52.3	48.5	71.7	75.4	87.0
	女性	62.2	61.4	75.9	85.0	90.6
	差	-9.9	-12.9	-4.2	-9.6	-3.6

出所：「第6回世界価値観調査」より筆者作成。

いう意向を抱く傾向にある²⁾。期数主義は男性間の序列を決めるルールとして一定の合理性があるのかもしれないが、男女のキャリア形成の違いを踏まれば、女性には不利なルールだといえる。議会構成の多様性の観点から、多選禁止についても検討を始めるべきだろう³⁾。

Ⅲ ジェンダー・バイアス

女性は男性と比べて立候補することが少なく、また再選を重ねる議員も少ないが、どのような参画障壁があるのだろうか。

選挙によって公職を得ようとする行為は固定的な性別役割分業の対極にあるため、固定的な性別役割分業意識を持つ有権者が多い場合、女性は家族や周囲からの理解を得にくく、選挙においても支持を集めることに苦勞することになる。

女性地方議員を対象とした内閣府調査によると、女性地方議員が少ない原因として、一般論

として考えられるものとして（複数回答）、59.1%が「政治は男性が行うものという固定的な考え方」と答えている⁴⁾。内閣府調査からは女性地方議員がそうした現実を肌で感じていることが窺えるが、実際に日本の有権者はどの程度強いジェンダー・バイアスを保持しているのだろうか。

「第6回世界価値観調査」（2010-2014年実施）において、「一般的に、男性のほうが女性より政治の指導者として適している」という意見に対して、42.6%が強く賛成または賛成し、57.4%が強く反対または反対している⁵⁾。日本の結果を韓国、台湾、アメリカ、スウェーデンと比較したものが表1である。ここでは男女別の数値と男女差を表している。なお、それぞれの国の女性議員比率（下院）は、19.0%、41.6%、23.8%、47.0%である（2020年5月現在）。

一瞥してわかることは、日本と韓国ではジェンダー・バイアスが依然として強く残っており、韓国ほどではないにせよ、男性がより強くジェンダ

表2 立候補の契機

(単位：%)

問1	ご自身が国政選挙への初挑戦を決意するにあたって、以下のうち最も重要な契機は何でしたか。当てはまるものに1つだけ○をつけてください。	全員	男性	女性
	①政党本部からの働きかけ（出馬要請）	23.2	18.8	37.9
	②個別の国会議員や県議会議員からの働きかけ	21.6	20.8	24.1
	③家族や友人からの働きかけ	1.6	1.0	3.5
	④所属する組織からの推薦（業界団体、労組、市民団体など）	9.6	8.3	13.8
	⑤自らの意思	44.0	51.0	20.7

一・バイアスを抱いているという点である。台湾、アメリカ、スウェーデンと比較すると、日韓の特徴は際立つ。ジェンダー・バイアスが強い国では女性議員は増えにくいと考えられるが、選挙制度が与える影響も大きく、小選挙区制や非拘束比例名簿の下では有権者は個々人の候補者に投票するため、ジェンダー・バイアスは負の影響を与えるという研究結果も出ている⁶⁾。台湾とアメリカを比較すると、ジェンダー・バイアスは台湾の方が少し強いが、女性議員比率では台湾が大きく上回る。候補者擁立と選挙戦が政党中心であるために、ジェンダー・バイアスの影響を比較的受けにくいといえるだろう。

ジェンダー・バイアスは固定的に捉える必要はなく、女性リーダーが可視化されたり、ジェンダー平等意識の高まりによって、有権者が抱くステレオタイプは緩和されていく可能性がある。「第3回世界価値観調査」(1995-1999年)では、男性のほうが女性より政治の指導者として適していることに賛成をした割合は、日本では59.8%、韓国で62.7%、台湾で48.5%、アメリカで24.6%、スウェーデンで17.7%であった。ジェンダー・バイアスは15年を経て総じて減少傾向にあり、とりわけ女性の政界進出がめざましい台湾で大きく変化したことは注目に値するだろう。

日本において政治は男性のものという意識がまだ残っていることは確かであるが、このことは女性が立候補を決意することに対してどのような影響を与えているだろうか。

表2は筆者らの研究チームが毎日新聞社と共同で行った国会議員を対象とするアンケート結果である⁷⁾。初めて国政選挙に挑戦する際に、立候補を決意した契機を尋ねたものであるが、興味深い

男女差が観察された。女性は「政党本部からの出馬要請」と答える割合が最も多いのに対して、男性の半数は「自らの意思」と答えている。男性は自らの意識で立候補し、女性は政党からの働きかけがあって初めて立候補を考えるというのは日本だけではなく、多くの国で指摘される傾向である。

幼少の頃からの社会化の過程で、リーダーの役割は男性が引き受けるものといったジェンダー・ステレオタイプに晒され、そして女性の政治リーダーのロール・モデルがほとんどいないなか、女性が将来のキャリアとして議員を思い浮かべることが男性よりも少ないからである。また、政治は男性のものという意識を多少なりとも内面化することは、政治家としての自分自身の力量への過小評価にも繋がる⁸⁾。先の内閣府の調査では、立候補から選挙期間中の課題として、女性候補者が少ない理由に、「自分の力量に自信が持てない」を挙げた人の割合は39.7%にのぼる。

さらには、ジェンダー・バイアスの影響を家族や周囲が受けている場合、本人に立候補への関心があつたとしても、否定的な反応を受け、意思を固められなかったり、諦めたりすることもあるであろう。女性は意思決定をする際に、周囲との関係性に男性以上に気をつかう傾向も指摘されている⁹⁾。内閣府調査では、一般論として女性地方議員が少ない理由として、73.4%が「家族や周囲の理解を得づらい」と回答している。周囲の反応が女性の潜在的なり手を鼓舞するのではなく、諦観させる効果を持っているのである。

政党本部からの働きかけでは大きな男女差がついており、男性は18.8%、女性は37.9%であった。個別の議員からの働きかけでは男女差はほと

んどない。つまり、自らの意思で手を上げる女性が少ない分、政党本部からの出馬要請によって補っている格好となっている。政党が本気で女性を擁立することが極めて重要であることを示している。

女性の場合、政党や政治家からの出馬要請を受けて初めて議員になる可能性について考えることが多いわけだが、要請をする側はほとんどが男性である。その男性たちがまたジェンダー・ステレオタイプの影響を強く受けているとしたら、積極的に女性を擁立しようとはしないだろうし、それまでの男性基準で女性候補者を選ぼうとするために、その基準に見合う女性が少なく、女性候補者を見つけられないという問題も発生する。

筆者が行った自民党の地方組織幹部へのインタビュー調査では、候補者として適性のある素質として、地元意識のあることと、自前で選挙ができることの2つがしばしばあがっている。この2つの基準はジェンダー中立なものではない。男性が家を継ぐことを期待されている限り、結婚によって新しい土地に移住する傾向は女性の方が高くなる。また、自前で選挙に勝つには資金力と人脈が必要であり、そうした資源を持つ女性も限られる。つまりは、候補者を選定する有力者たちは、「男性化された候補者モデル」を意識的または無意識的に擁しているといえるだろう。そのために、政党や議員が女性候補者を見つけることを困難にしているのである。

IV 私的領域の重要性と労働時間

女性が立候補を躊躇したり、再選し続けたりすることを難しくしている背景に、議員というキャリアと家庭生活との両立が難しい点もある。筆者の研究チームが実施した国会議員アンケートでは、立候補を決意する際に不安に思った要素について尋ねた。6つの要素について、とても不安に思ったから全く思わなかったまでの4段階で尋ね、表2では不安に思うほど点数が高くなるように表示をしている。男女別の平均値を見ると、「政治家としてワーク・ライフ・バランスを確保しにくいこと」「政治家になると自身のプライバ

シーが確保できないこと」「政治活動の経験が少ないこと」において有意の差が見出された。女性の方が男性よりも、ワーク・ライフ・バランスやプライバシーが確保できないことに悩み、また政治活動の経験が少ないことを案じている。別の言い方をすると、男性回答者の37.0%はワーク・ライフ・バランスが確保できないことについて全く不安に思わなかったと答えており、女性回答者の15.8%と大きな差が出ている。そして、プライバシーが確保できないことに関しては、男性回答者の31.7%が全く不安に思わなかったのに対して、女性ではその比率は7.9%にとどまる。

「家族からの支援が得られにくいこと」については、6つの項目の中で最も気にかけておらず、また男女差も少ない。これは当選した国会議員についてはすでに家族からの支援を得てから立候補の決意を固めているため、スコアが低かったと考えられる。立候補を諦めた人たちへの調査であれば、家族からの支援の欠如はより大きな制約要素として表れる可能性が高い。実際に、女性回答者の15.8%が家族からの支援が得られにくいことを全く不安に思わなかったと答えたのに対して、男性では7.9%である。ここでは男女差が逆転しているが、このことは立候補を決意し当選を果たした女性議員に関しては、家族からの支援を得て政治活動を行っていることを示唆する。他方、男性は多少の家族の反対があっても立候補していると思われるであろう。

なお、筆者の研究チームは韓国、台湾との比較調査も実施しているが、同じ質問項目において案じる傾向が最も低いという結果が出ている（韓国は2.8、台湾は3.1）¹⁰。つまりは、日本の男性議員はケア責任を免責されている度合いが強く、男性特権（male privilege）の度合いが日本では強いことを示唆する。

一般的に、無償ケア労働に捧げる時間数に男女差があり、女性が担う時間が多いほど女性活躍は妨げられる。そして労働時間が長いほど、無償ケア労働を担う女性にとってはキャリア形成が阻害されることになる。議員職に関しても、働き方の観点からジェンダー分析が必要である。

表3 立候補を決意する際に不安に思った要素

(平均値・反転)

問2	初めて国政選挙への立候補を決意した時、以下の要素について、ご自身はどの程度不安に思いましたか。(1)～(6)について、それぞれ「1 とても思った」～「4 全く思わなかった」のいずれかの番号1つに○をつけてください。	全員	男性	女性
		①知名度が低いこと	2.8	2.8
②政治活動の経験が少ないこと	2.5	2.4	2.7	
③資金力が足りないこと	2.8	2.8	2.8	
④家族からの支援が得られにくいこと	1.9	1.9	2.0	
⑤政治家としてワーク・ライフ・バランスを確保しにくいこと	2.1	1.9	2.5	
⑥政治家になると自信のプライバシーが確保できないこと	2.3	2.1	2.7	

議員の働き方は長時間で、かつ無限定であることが大きな特色である。議会への出席だけが仕事ではなく、広い意味で質問準備に資する視察、研修、有権者との交流等があり、行政監視も随時実施される。政党に所属する議員は政党活動（党務）も加わる。さらには再選のために日常的に地元活動をこなさなければならない。地元活動とは、地域の多種多様な行事・イベントに参加したり、地元有力者や団体等に挨拶回りを行ったりすることである。また、個人後援会の維持・拡大のための活動も含まれる。議会への出席だけに着目すれば、拘束時間は長くなく、とりわけ地方議会は議会日程も選挙日程も予め定まっているため、見通しがつきやすい。他方、国会は通常国会の会期は定まっているものの、延長や臨時国会がつきもので、さらには会期末が近づくと政治日程を睨んで与野党の攻防が激しくなり、国会日程は流動的となる。また、首相は解散権を事実上制約なく行使できるため、衆議院議員は解散に備えて常に地元活動に動しむ必要がある。

これらの活動のうち、地元活動は週末や夜間に行われることも多く、休みが取れないだけではなく、ケア責任とも衝突する。また、どこまでやれば再選が確実になるのかは不透明であり、ライバルが激しい活動を展開している場合は、活動量を増やさざるを得なくなる。このような長時間で無限定の働き方が必要になるのは、再選を確実にするためであり、期数を重ね強固な地盤が形成された場合や、世襲議員が地盤を継承した場合、あるいは地方選挙で無投票当選が見込まれるような場合は、地元活動の比重も下がる。もっとも、実力者ともなれば、その権力と権威を用いて政治的ブ

ローカーの役割を果たすことになり、やはり多くの時間を政治活動に捧げることになる。

ここでもやはり、「男性化された議員モデル」の存在を指摘できる。それは「私生活を犠牲にして、政治活動にほぼ全力投球できる」存在であろう。この働き方に関する議員モデルが暗黙のうちに求められていることが、女性たちの立候補を躊躇させ、また期数を重ねることを難しくする障壁の一つを成している。とりわけ、選挙区単位で選挙が営まれる場合にその傾向が一層強くなる。比例代表であれば、選出地域（地元）が限定されないか、かなりの広域となるため、小選挙区や中選挙区において求められるような地元密着活動はなくなる。

キャリア形成の観点から、議員の働き方改革が必要になってくるわけだが、実際に論点になっているのはせいぜい議会の欠席事由である。衆議院、参議院、都道府県議会では出産は欠席事由に含まれているが、市区町村議会においては明文規定と運用で認められているのを合わせて、まだ85.4%の議会でしか実現していない。育児、介護・看護、配偶者の出産に関しては、国会では規定がなく、育児は都道府県議会および市区町村議会の約3割と低い水準にとどまる¹¹⁾。民間企業や公務員では、育児休業の制度はあるものの男性は取得しにくいというのが課題であるが、議員にとってはそもそも制度が整備されていないという問題がある。

さらには、一部有権者は強いジェンダー・バイアスを有しており、出産・育児を経験する女性議員に対しても否定的な態度をとることがある。国会議員の鈴木貴子が任期中に出産した際には、

「職務放棄だ」「辞職すべきだ」との批判が寄せられたという¹²⁾。「私生活を犠牲にして、政治活動にほぼ全力投球できる」ことが議員の望ましい姿であると有権者や政党幹部、有力政治家が理解しているために、ケア責任を担う女性が職責を十分に果たせない存在として否定的な評価を受けるのである。

ここで想定される「職務」とは一体何であろうか。立法や予算の策定に関わる議会活動であれば、無限定の働き方は求められない。他方、支持者たちの求めに応じて、いつでもどこにでも挨拶に回らなければならないのであれば、ケア責任と衝突することは増えるだろう。つまりは、有権者は議員のどのような活動を評価して投票するのかということに関わってくる。投票率が低く、組織票の重みが強くなれば、個人的な人的ネットワークの涵養を通じた集票基盤の維持が再選のためには重要になる。他方、議会における言動がもっと有権者に注目され評価されるようになれば、時間的制約のある議員も専門性をもとに十分な職責が果たせるであろう。

つまりは、望ましい議員のあり方として、「私生活を犠牲にして、政治活動にほぼ全力投球できる」という男性化されたモデルから脱却していくことが、ケア責任と両立できる議員の働き方を支えるために必要なのである。

V ハラスメントとミソジニー

政治分野におけるハラスメントも女性にとっては、参画障壁をなす。近年では「票ハラ」という言葉で、選挙活動において支援者から被るセクシュアル・ハラスメントの問題も表面化ようになってきた。これは票と引き換えに性的接触を求める行為である。ハラスメントは優越な立場性を利用して起きることを考えると、政治においてハラスメントが生じやすい局面は、ベテラン議員から若手議員・候補者・秘書・選挙運動員に対して、また支援組織幹部から若手議員や新人候補者に対して起きやすいといえるだろう。そして、匿名性のあるSNSでは、悪意のある攻撃が女性議員に向けられることも珍しくない。内閣府の女性

地方議員調査では、議員活動における課題として29.6%が「女性として差別されたりハラスメントを受けたりすることがある」と答えている。

「一般的に、男性のほうが女性より政治の指導者として適している」とか「政治は男性の領域である」と考える、つまりは家父長制的な規範や期待を抱く人は、その規範に逆らう女性を処罰したい動機に駆られるかもしれない。それはミソジニー（女性憎悪）と呼ばれる政治現象であり、ミソジニーについて哲学的考察を展開するケイト・マンの言葉を借りれば、「女性の隷属を監視し、施行し、男性優位を支えるために働くシステム」である¹³⁾。政治家というのは「男性にコード化された特権」であり、社会的地位、権威、影響力、威信を伴うステータスである。この男性にコード化された権力的地位を男性と競い合う女性は、男性から不当にそれを奪う存在だと認識され、処罰と制裁の対象となる。攻撃、嘲笑、排斥、恥辱、過小評価、場合によっては殺人にまで至るミソジニーの敵意は、家父長的価値観が社会からなくなる限り存続し、標的とされる女性議員は様々なペナルティと妨害を受けることになる。

ミソジニーをこのように理解すると、これを変革する道は果てしなく感じられるが、「世界価値観調査」における変化を踏まえると、徐々にではあれジェンダー・バイアスが減少する方向にあることには希望が見出せる。もっとも、筆者らの研究チームが2020年2～3月に6000人超を対象に行ったインターネット調査では、「一般的に、男性のほうが女性より政治の指導者として適している」に賛成したのは男性の50.3%、女性は35.7%であった¹⁴⁾。「第6回世界価値観調査」と比べると、男性においては若干増え、女性については若干減っている。サンプルの取り方が同じではないので比較できるものではないが、まだまだ女性議員・候補者にとっては、政界が敵対的な環境であることを示す。

したがって、政治分野におけるハラスメントを深刻に捉え、その撲滅に向けてあらゆる方策を尽くす必要があるだろう。地方議会において政治倫理要綱を制定したり（愛媛県松山市）、市議会ハラスメント防止条例を制定したり（埼玉県川越市）、

議員へのハラスメント研修を実施する例があるものの(愛媛県, 大分県), まだ少数派である¹⁵⁾。国会においては, 議論さえ始まっていない状況である。筆者らが行った国会議員アンケートでは, 「国会の女性比率が3割程度まで増えたら, 国会議員へのセクハラが減る」と答えたのは男性議員の27.6%, 女性議員の63.9%で, 統計的にも有位の性差が見られた。3割まで女性が増えるのを待つよりも, 3割を早く達成するために, ハラスメント防止策の制定と研修の義務化を進めるべきであろう。

VI おわりに

女性の政治参画を促進し, 男女が対等に参画する民主主義を形成するためには, 女性が議員としてのキャリアを継続して形成できる仕組みを整えていく必要がある。その際の障壁となっているのが, 「男性化された候補者/議員モデル」である。女性は男性以上に政党や周囲からの働きかけによって立候補の意思を固める傾向にあることを踏まえると, 政党や有力議員が「男性化された候補者モデル」から意識的に脱却することが, 女性候補者を見つけ出すためには必要である。また, 議員キャリアが継続できるためには, ワーク・ライフ・バランスの確保やハラスメントの防止が必要であり, ここでもまた「私生活を犠牲にして, 政治活動にほぼ全力投球できる」という男性化されたモデルからの脱却が求められる。

政治家が「男性にコード化された特権」であると受け止める人が多い限り, 「男性化された候補者/議員モデル」の脱却は容易ではない。しかしながら, 制度改革により女性の参画障壁を減らし, 女性議員が増えることでジェンダー・バイアスを減少させるというシナリオを描くこともできるはずだ。議会の欠席事由への育児, 介護・看護, 配偶者出産の明文規定, 議会のハラスメント防止規定の策定, 政党の候補者選定過程における女性の参画, 多選禁止, 比例代表議席の増加, 小選挙区廃止などの環境整備が急務であるといえる。

- 1) 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査等」(令和元年12月31日現在)。
- 2) Susan J. Carroll and Kira Sanbonmatsu (2013), *More Women Can Run: Gender and Pathways to the State Legislatures*. Oxford University Press.
- 3) 期数制限は新人議員が当選する可能性を高めるが, この機会を女性たちが逃さないためには候補者の潜在的プールが存在することが必要である (Susan J. Carroll and Krista Jenkins. 2001. "Unrealized Opportunity? Term Limits and the Representation of Women in State Legislatures." *Women & Politics*, 23: 4, 1-30)。日本の文脈においては都道府県議会への導入が検討に値する。
- 4) 内閣府男女共同参画局・有限責任監査法人トーマツ「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」(http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/local-councilor_h29.pdf)。
- 5) 世界価値観調査のデータは <http://www.worldvaluessurvey.org/wvs.jsp> を参照。本稿では無回答を除いた数値を使用している。なお, 脱稿後に発表になった「第7回世界価値観調査」(2017-2020年実施)では強く賛成・賛成は29.3%まで減った。
- 6) Melody Ellis Valdini (2013), "Electoral Institutions and the Manifestation of Bias: The Effect of the Personal Vote on the Representation of Women." *Politics & Gender* 9 (1): 76-92.
- 7) 本調査は科学研究費基盤研究 (B) (女性の政治参画の障壁: 国会議員・県連の郵送への郵送・ヒアリング調査, 研究代表: 三浦まり, 課題番号: 18H00817) の一部である。アンケートは2019年1月時点で在職していた衆院議員462人, 参院議員241人の計703人を対象に, 調査票を3月に郵送。2月以降に繰り上げ当選した議員にも回答を呼びかけた。回答は調査票の返送またはインターネット上の調査票に入力してもらった。このうち, 7月18日までに, 繰り上げ当選した2人を含む140人(約20%)から回答を得た。内訳は衆議院が78人, 参議院が62人, 男性は101人, 女性は39人だった。
- 8) Jennifer Lawless and R. L. Fox (2010), *It Still Takes a Candidate*. Cambridge University Press.
- 9) 注2) 参照。
- 10) 韓国調査は2017年, 台湾調査は2018年に実施し, それぞれ回収率は約50%であった。
- 11) 内閣府男女共同参画局(令和2年3月)「地方公共団体・地方議会の政治分野における男女共同参画の推進に向けた取り組み事例」(https://www.soumu.go.jp/main_content/000685633.pdf)
- 12) 朝日新聞(2017年8月15日)「議員の妊娠, 職務放棄ですか 鈴木貴子氏『承服できぬ』」
- 13) ケイト・マン『ひれふせ, 女たち: ミソジニーの論理』小川芳範訳, 慶應義塾大学出版会, 2019年, 60ページ。
- 14) 科学研究費基盤研究 (B) (女性の政治参画の障壁: 国会議員・県連の郵送への郵送・ヒアリング調査, 研究代表: 三浦まり, 課題番号: 18H00817) の一部として「男性・女性の政治参画に関する意識調査」を実施した。
- 15) 注11) 参照。

みうら・まり 上智大学法学部教授。著者に『日本の女性議員: どうすれば増えるのか』(朝日新聞出版, 2016)。ジェンダーと政治, 比較福祉国家論専攻。